

山形大学飯田キャンパス地下水利用サービス業務に関する参入可能性調査実施要領

1 目的

山形大学飯田キャンパスでは、コスト削減・医学部附属病院の非常時対応（BCP）の観点から公募型プロポーザル方式により地下水利用サービス業務委託者を選定し現在までサービスの提供（飲用水の供給）を受けています。

この業務について、新規民間事業者との対話を通じて技術的進歩や競争性・参入意向・条件等を確認することで、業務発注のあり方を再考し委託の効果を最大限に引き出すことを目的として実施します。

2 調査対象業務の概要

(1) 設備導入

本学が利用を許可するキャンパス敷地内において水源（井戸）を含む必要な設備を導入していただきます。水源については、本学にトラブルや損害等が一切生じない計画（民間事業者が一切の責任を負う）を前提とします。

なお、民間事業者で資金調達（設備を所有）のうえ設備導入していただきます。

(2) 設備維持管理業務

設備導入後は設備維持管理業務を遂行していただきます。

なお民間事業者で 24 時間設備監視を行い（遠隔監視可）、設備故障等のトラブル発生時は速やかに復旧対応をしていただきます。

(3) その他

本学が指定する水質（飲用水）に処理した上で供給いただき、本学は毎月使用水量に応じた支払いを行います。

3 スケジュール

実施要領の公表	令和 7年 2月 10日（月）
対話申込期間	令和 7年 2月 10日（月）から 20日（木）
意見書の提出期限	令和 7年 2月 25日（火）
対話の実施	令和 7年 2月 27日（木）から 28日（金）（予定）

4 担当部署

国立大学法人山形大学飯田キャンパス事務部管理課（施設担当：安食）

電話番号：023-628-5298

電子メール：yu-ikashisetu@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

5 対話への参加要件

事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ

ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- 2 参加申込書提出時点で、（指名停止措置要綱等）に基づく指名停止を受けている者
- 3 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は（暴力断排除条例等）に該当する者
- 5 （市税等）を滞納している者
- 6 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

6 実施要領等の配布

- (1) 配布日時：令和 7 年 2 月 10 日（月）9 時 00 分から
- (2) 配布場所：本学ホームページからダウンロードしてください

7 参加申込書の提出方法等

- (1) 提出書類：（別紙 2）山形大学飯田キャンパス地下水利用サービス業務に関する参入可能性調査対話申込書
（別紙 3）守秘義務に関する誓約書
- (2) 提出場所：「4 担当部署」に同じ
- (3) 提出方法：令和 7 年 2 月 20 日（木）17 時 00 分まで
※担当部署のメールアドレス宛に添付ファイルで送付の上、電話連絡をしてください。

8 計画概要書等の配付

参加申込書及び守秘義務に関する誓約書を提出した者に、仕様書等資料を配布します。

9 対話項目に関する意見書の提出方法等

- (1) 提出場所：「4 担当部署」に同じ
- (2) 提出方法：令和 7 年 2 月 25 日（火）17 時 00 分までに、担当部署のメールアドレス宛に添付ファイルで送付の上、電話連絡をしてください。また、メール件名は「山形大学飯田キャンパス地下水利用サービス業務意見書（事業者名）」としてください。

10 対話の内容

- (1) 実施日時及び場所：令和 7 年 2 月 27 日（木）から 28 日（金）まで（予定）
※実施日時及び場所の詳細については、別途対話参加者に通知します。
- (2) 所要時間：30 分から 1 時間程度
- (3) 参加人数：4 名までとします。
- (4) 対話項目：

対話では、主に次の項目について意見をお聞きます。

項目	内容
業務内容について	実施を予定する業務内容及び委託期間等を確認します。
参加企業について	公募型プロポーザルへの企業の参加形態について確認します。
委託準備期間について	事業者を選定してから委託業務を開始するまでに必要な期間を確認します。
各種条件等について	公募型プロポーザルに取り組みやすくなる条件および取り組みにくくなる条件について確認します。
関係法令等について	実施を予定する業務内容に係る関係法令、条例や所管省庁や自治体関係部局等について確認します。
概算事業費について	概算の受託費について確認します。
その他要望等	上記以外の内容で要望等あれば確認します。

11 留意事項

(1) 参加に関する取り扱い及び費用

ア 対話参加者に、当該事業に係る公募の参加を義務付けるものではありません。

イ 対話の参加実績は、当該事業の受託予定者選定において評価の対象とはなりません。

ウ 参加申込書及び対話項目に関する意見書の作成及び提出並びに対話への参加に要する費用一切は、すべて参加者の負担とします。

エ 参加申し込みにあたって疑義がある場合は、電子メールにて担当部署までお問合せください。

オ 対話での意見については、当該事業受託予定者選定の公募要件を検討する際の参考としますが、必ず条件に反映されるものではありません。

(2) 対話実施結果の公表

ア 対話の実施結果については、非公開とします。

イ 対話参加者の氏名や意見内容については、ノウハウ保護等の関係から非公開とします。

※情報公開請求があった際も非公開対象となります。

(3) 守秘義務

対話参加者は、守秘義務に関する誓約書の内容を理解の上、参加してください。